

NTN(株)宝塚製作所跡地等利活用基本計画・基本設計策定業務
事業者選考要領（案）

- 1 事業名称 NTN(株)宝塚製作所跡地等利活用事業
- 2 事業内容 NTN(株)宝塚製作所跡地の利活用にあたり、基本構想を基とした基本計画・基本設計を行う。

3 選考の手続き

別添の「NTN(株)宝塚製作所跡地等利活用基本計画・基本設計策定業務プロポーザル募集要項」に基づき、応募事業者から提案のあった事業内容等について、本事業者選考要領に基づき、業務の遂行能力や提案内容を総合的に評価し受託事業者を決定する。

(1) NTN(株)宝塚製作所跡地利活用設計業務事業者選定委員会（条例設置）

選考委員は、以下の8名以内をもって充てる。

知識経験者又は市長が適当と認める者	5名以内
宝塚市職員	3名以内

(2) 審査方法（応募者が複数又は1者、どちらの場合も同様の審査を行う）

事業者から提出のあった書類を基に、次の項目について審査を行う。

各選考委員は、下記の項目について評価（点数化）を行い、各事業者の提案毎に集計し、各選考委員の評価点の合計の集計値が最も高い事業者を受託事業者として決定する。

- 1)業務の遂行能力
- 2)企画提案内容
 - ア)土地利用、配置に関すること
 - イ)デザインの考え方に関すること
 - ウ)運営やスケジュール等に関すること
 - エ)その他
- 3)総合的な評価